

平成24年規程第9号

社会福祉法人田上町社会福祉協議会
田上町障がい者支援センター（生活介護・就労継続支援B型）運営規程

（事業の目的）

第1条 田上町社会福祉協議会が開設する田上町障がい者支援センター（以下「支援センター」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 支援センターにおいて実施する法に基づく就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて生活介護計画又は就労継続支援B型計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護又は指定就労継続支援B型を提供するとともに、その効果について断続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護又は指定就労継続支援B型を提供する。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 前2項のほか、新潟県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1) 名 称 田上町障がい者支援センター
- (2) 所在地 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3071番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 支援センターにおける従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法

令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名以上
個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- 2 前項のほか、指定生活介護に係る従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 看護職員 1名以上
 - (2) 生活支援員 1名以上
- 3 第1項のほか、指定就労継続支援B型に係る従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 職業指導員 1名以上
 - (2) 生活支援員 1名以上
 - (3) 目標工賃達成指導員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日〔国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く〕までとする。
 - (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3) サービス提供時間
午前9時から午後4時までとする。
- 2 前項の営業日及び営業時間、サービス提供時間については、管理者が必要と認めるときには、これを変更することができる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護 10人
- (2) 指定就労継続支援B型 20人

(指定生活介護等の内容)

第7条 支援センターで行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 排せつの介護
- (3) 食事の介護
- (4) その他日常生活上必要な支援
- (5) 創作的活動（生産活動）の機会の提供
- (6) 施設外就労
- (7) 健康管理
- (8) 食事の提供
- (9) 送迎サービス
- (10) 相談及び助言

2 支援センターで行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 施設外支援・施設外就労
- (5) 健康管理
- (6) 食事の提供
- (7) 相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定生活介護又は指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該指定生活介護又は指定就労継続支援B型に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護又は指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該指定生活介護又は指定就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、指定生活介護又は指定就労継続支援B型において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1食につき700円（うち食材料費400円）
ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみ徴収する。
- (2) 創作的活動に係る材料費 実費
- (3) 日用品費 実費
- (4) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの 実費
- (5) 利用者または家族の要請により、通常の事業の実施地域（田上町全域）を超えて送迎を行った場合は車両の燃料実費

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、田上町全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は、支援センター内において、次の行為をしてはならない。
 - イ 他の者に迷惑を与える行為をすること。
 - ロ 支援センターの施設、設備等を損傷する行為をすること。
 - ハ その他会長が支援センターの管理運営上支障があると認める行為をすること。

田上町障がい者支援センター運営規程

- (2) 利用者が伝染性疾患にかかり、他の利用者に伝染するおそれがあると認めるときは、利用を制限する場合があること。
- (3) サービスの利用に当たり、担当職員の指示に従うこと。
- (4) サービスの利用に当たり、持参した物品については紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。
- (5) 不慮の事故時に備え、緊急連絡先を確保すること。
- (6) その他管理者において必要と認めた事項。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 職員は、指定生活介護又は指定就労継続支援 B 型の提供中に利用者の病状・状態の急変、不慮の事故その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医等に連絡し適切な処置を講じなければならない。また、嘱託医等に連絡が困難である場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者、保護者及び関係機関等に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

(主たる対象とする障害の種類)

第 13 条 支援センターにおいて指定生活介護を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

- 2 支援センターにおいて指定就労継続支援 B 型を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(秘密保持等)

第 15 条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定生活介護又は指定就労継続支援 B 型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 管理者は、社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また適切かつ効率的にサービスを実施できるよう職員の勤務体制を整備する。

2 管理者は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備、備品について衛生的な管理に努める。

3 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

4 利用者に対する指定生活介護又は指定就労継続支援 B 型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護又は指定就労継続支援 B 型を提供した日から 5 年間保存する。

5 管理者は、自らその提供する指定生活介護又は指定就労継続支援 B 型の質の評価を行い、常に改善を図るよう努めるものとする。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成 24 年 6 月 19 日より適用する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成 24 年 9 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成 25 年 7 月 1 日より適用する。

附 則

田上町障がい者支援センター運営規程

この規程は公布の日から施行し、平成25年7月1日より適用する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。